

令和 7 年第 1 回敦賀市議会定例会議案目録

議 案 番 号	事 案 名	備 考
B 議案第 4 号	敦賀市議会委員会条例の一部改正の件	

B 議案第 4 号

敦賀市議会委員会条例の一部改正の件

敦賀市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 8 日 提出

議会運営委員長 馬 渕 清 和

敦賀市条例第 号

敦賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

敦賀市議会委員会条例（昭和４２年敦賀市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1)・(2) （略） (3) 文教厚生常任委員会 ７人 福祉保健部、<u>文化交流部</u>、市立敦賀病院及び教育委員会の所管に属する事項 (4) （略） ２ （略） （意見を述べようとする者の申出） 第２２条 （略） <u>２ 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る</u>	（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1)・(2) （略） (3) 文教厚生常任委員会 ７人 福祉保健部、市立敦賀病院及び教育委員会の所管に属する事項 (4) （略） ２ （略） （意見を述べようとする者の申出） 第２２条 （略）

<u>電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第22条の5において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> （代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述） 第22条の5 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見</u>を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	（代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述） 第22条の5 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で意見</u>を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の敦賀市議会委員会条例の規定による常任委員会（以下「改正前の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）である者は、それぞれこの条例による改正後の敦賀市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による常任委員会の委員等になるものとし、その任期は、それぞれ改正前の委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の委員会において審査中の事件については、改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議された事件とみなす。

提案理由

敦賀市部設置条例の一部改正等に伴う常任委員会の所管及び議会に係る手続きのオンライン化に関する所要の規定を整備したいので、この案を提出する。